

○一関市営建設工事に係る予定価格の事前公表に関する試行要綱

令和7年2月28日

告示第40号

(趣旨)

第1 この告示は、一関市営建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事において、市費で支弁するものをいう。以下「市営建設工事」という。）の入札における予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象及び内容)

第2 事前公表の対象は、制限付一般競争入札及び指名競争入札により発注する市営建設工事とする。

2 対象となる市営建設工事の工種は全ての工種とし、市営建設工事指名業者資格審査会を経て、市長が指定するものとする。

(事前公表の内容)

第3 事前公表の内容は、当該工事の予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

(事前公表の方法)

第4 事前公表の方法は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札においては、一関市入札情報公開システムに掲載する入札公告に記載する。

(2) 指名競争入札においては、一関市電子入札システムで公表するとともに、同システムで発出する指名通知書に記載する。

2 一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第131条第1項の予定価格書は、前項の入札公告又は指名通知書へ記載する時に開封することとする。この場合、同条第2項の規定は適用しないものとする。

(入札の失格)

第5 事前公表の対象とした市営建設工事の入札において、予定価格を超える価格の入札は失格とする。

(公表の期間)

第6 公表の期間は、一関市営建設工事等契約に係る情報の公表に関する要綱（平成17年一関市告示第44号）第4第5項によるものとする。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、事前公表の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。